

令和2年3月9日

プロジェクトの実施のために雇用された若手研究者の自発的な研究活動について（補助事業）

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

(a) 概要

若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成（海外や所属するセクター外での活動を含む。）のため、プロジェクト（以下「補助事業」という。）の実施のために雇用される若手研究者について、雇用されている補助事業から人件費を支出しつつ、当該補助事業に従事するエフォートの一部を、補助事業の推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下「自発的な研究活動等」という。）に充当することが可能です。

なお、適用にあたっては、補助事業の執行に責任を持つ補助事業代表者等（分担者を含む）（以下、「P I 等」という。）は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援してください。

(b) 対象者

対象者は、原則として以下の全てを満たす者としています。

- 民間企業を除く実施機関において、競争的研究費にかかる補助事業の実施のために雇用される者（ただし、補助事業のP I 等が自らの人件費を補助事業から支出される場合を除く）
- 40歳未満の者（ただし、競争的研究費制度の各制度の特性に応じ、40歳以上を対象とすることが可能です）
- 研究活動を行うことを職務に含む者

(c) 実施条件

実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととしています。

- 若手研究者本人が、自発的な研究活動等の実施を希望すること
- P I 等が、当該補助事業の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、実施機関が認めること
- P I 等が、当該補助事業の推進に支障がない範囲であると判断し、所属実施機関が認めること（当該補助事業に従事するエフォートの20%を上限とします）

(d) 従事できる業務内容

上記（c）の全ての条件を満たす自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）

(e) 実施方法

●申請方法

申請に関する標準的な手続は、「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりです。

なお、AMED の求めに応じ、P I 等は、当該補助事業の実施のために雇用される若手研究者による自発的な研究活動等の実施を決定している場合は、当該補助事業の実施計画等にその旨を記載してください。

また、期の途中で実施を決定した場合は、変更承認申請書に研究の概要を記載したものを提出してください。

●活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、「自発的な研究活動等の報告手続」のとおりです。

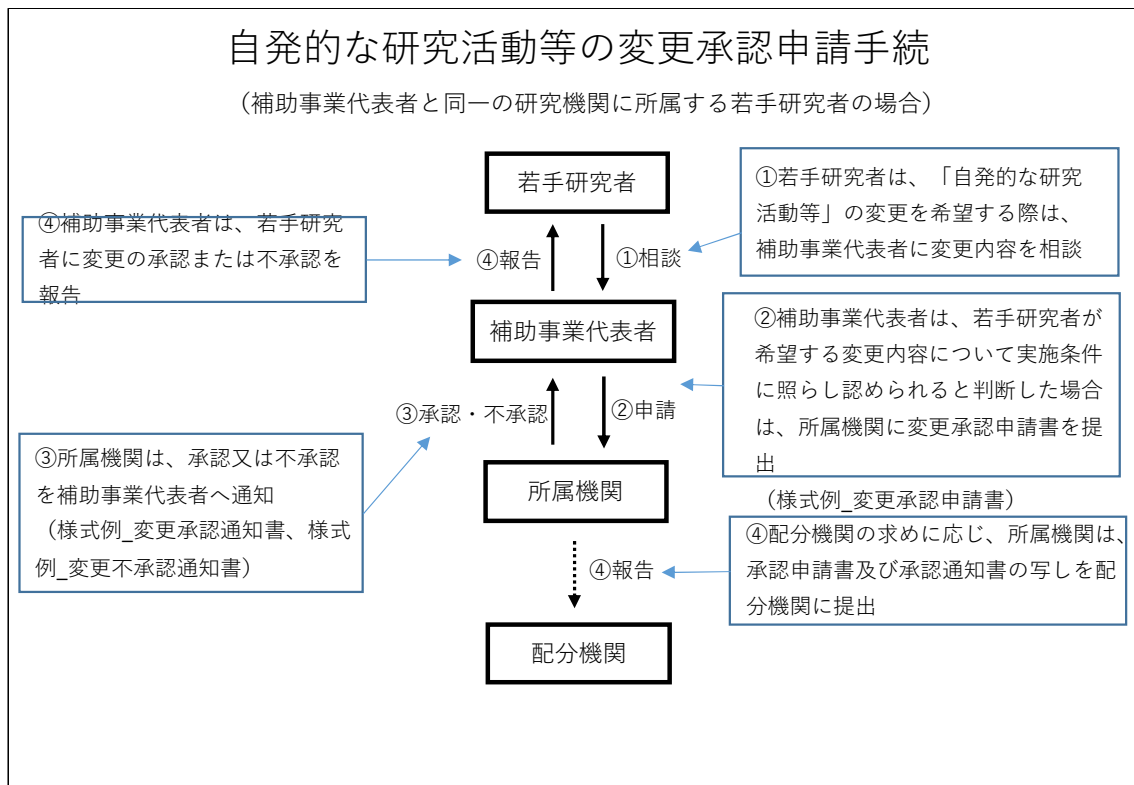
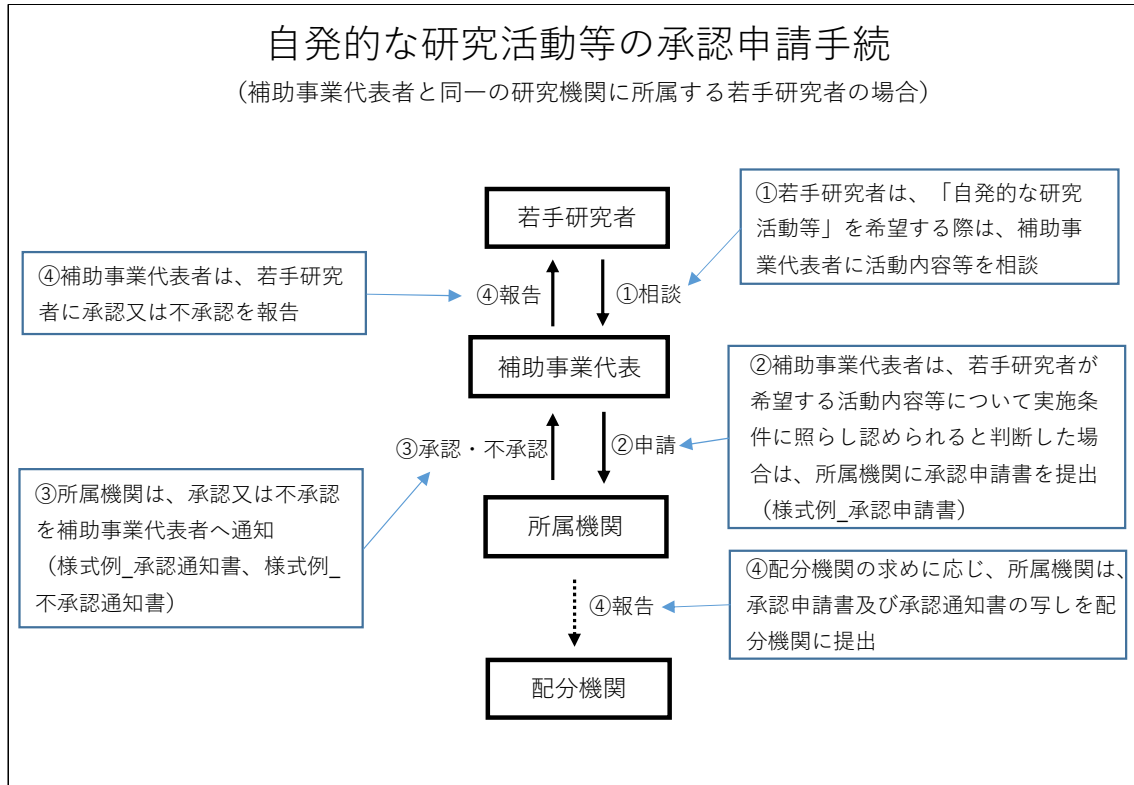
●活動の支援、承認の取消

P I 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、適宜実施状況を把握し、当該研究活動等を支援するとともに、承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう必要に応じて助言を行います。なお、当該研究活動等が実施条件に違反していることが確認された場合には、所属実施機関は、P I 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができます。

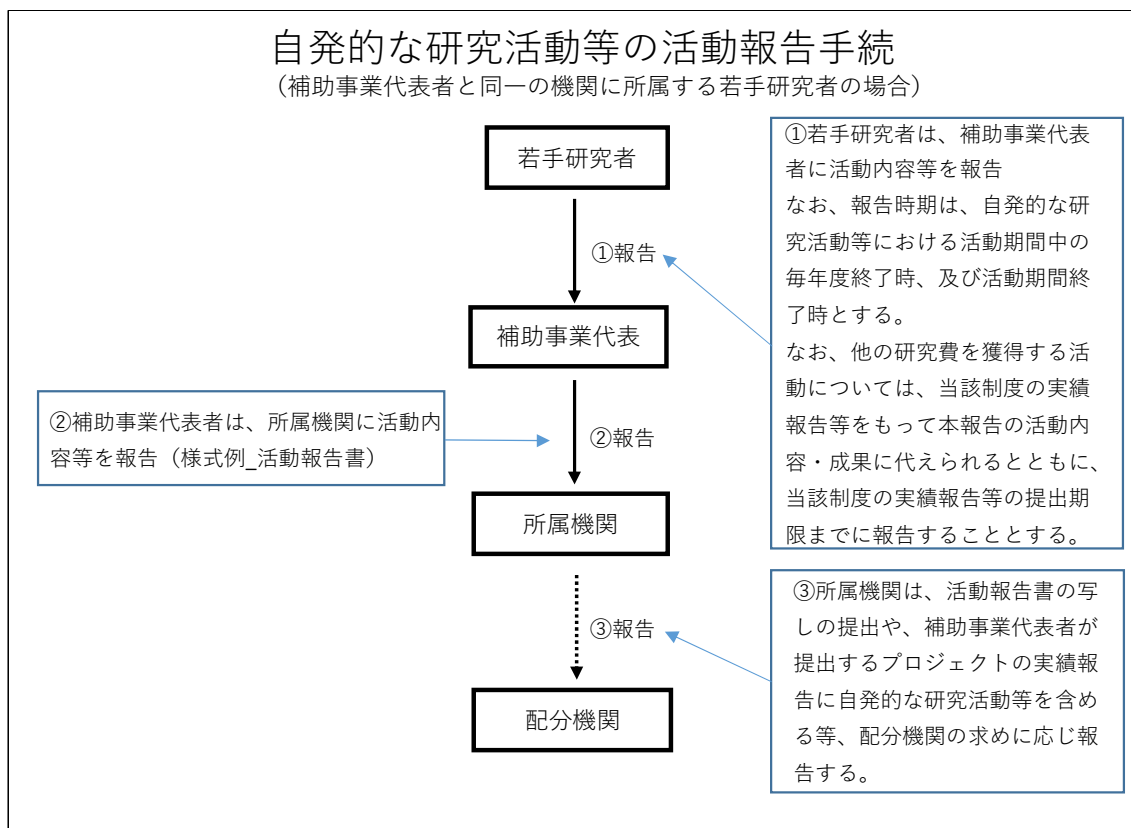
(f) 不適切な対応について

AMED は、若手研究者の自発的な研究活動等の実施状況に疑義が生じた場合に、当該自発的な研究活動等の状況報告を求めることができるとともに、(e) 実施条件に違反していることが確認された場合には、実施機関に対して、当該自発的な研究活動等の是正を求めることや当該研究者に支出した人件費のうち、自発的な研究活動等に係る人件費の返還等、必要な措置を講ずることができます。

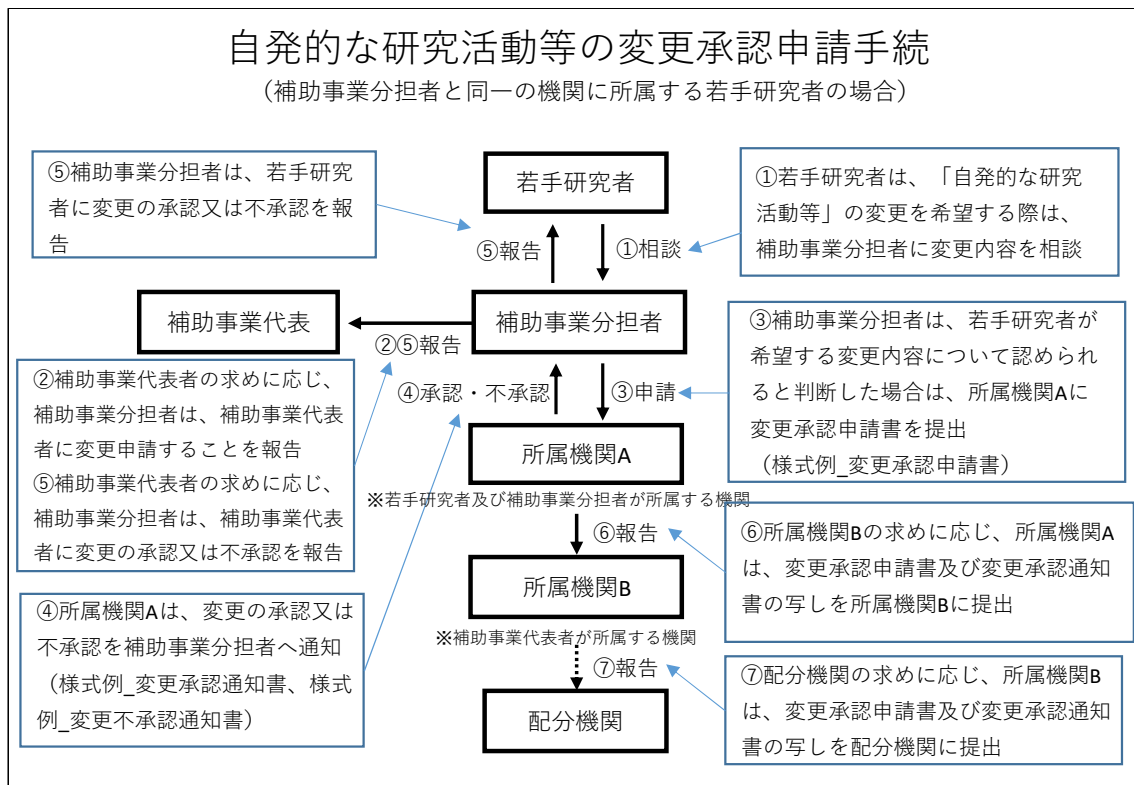
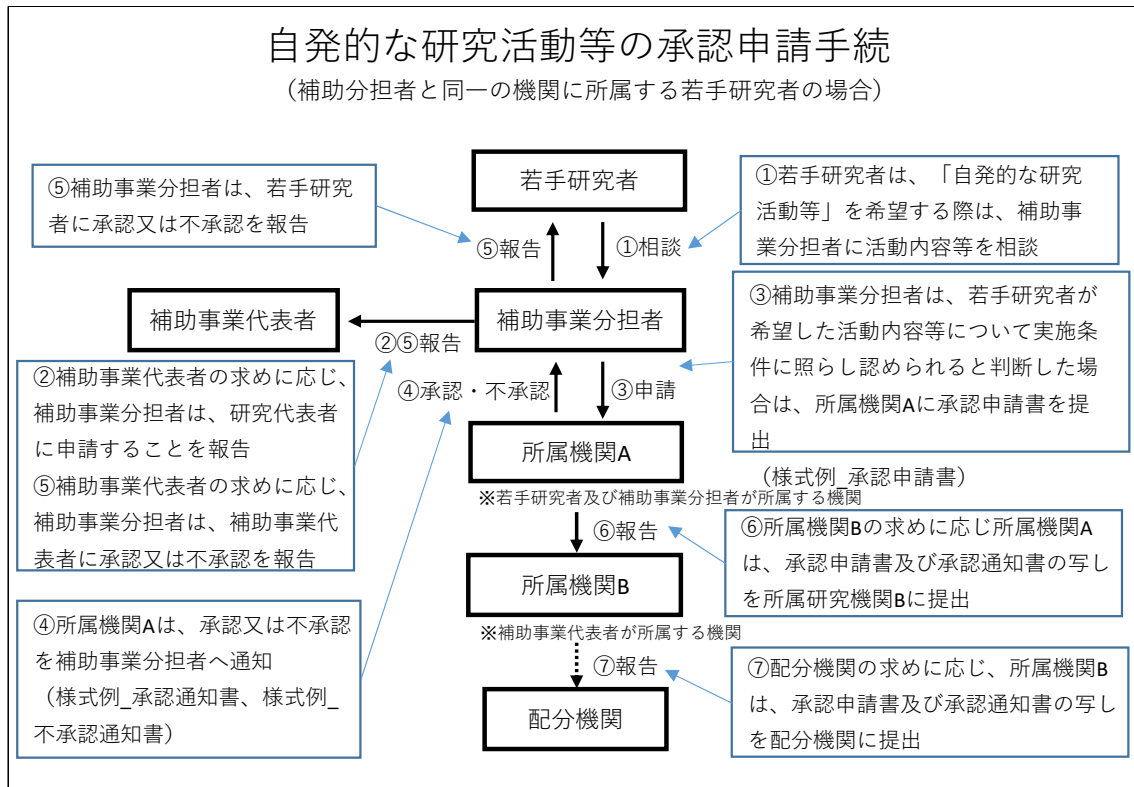
承認申請（補助事業代表者）



活動報告（補助事業代表者）



承認申請（補助事業分担者）



活動報告（補助事業分担者）

